

第10回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和5年9月20日(水) 午後1時30分
- 2 招集場所 石川町役場 3階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第34号
農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第35号
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第36号
石川町農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について
 - (4) 議案第37号
荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について

出席委員

農業委員 9名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
7番	近内	貞夫	8番	泉	利夫	9番	根本	常和

農地利用最適化推進委員 12名

11番	近藤	強	12番	佐川	正治	13番	添田	文彦
14番	小針	淳一	15番	渡邊	健一	16番	伊藤	良平次
17番	小豆畑	元	18番	添田	健	19番	円谷	和司
20番	近内	壽夫	21番	矢内	常男	22番	福田	正三

事務局

事務局長

荒木 成輔

農地管理係長

岸浪 正徳

書記

会田 勇輝

- ・議 長 本日の出席は9名です。定足数に達しておりますので、只今より第10回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、4番 岩谷金良委員、5番 野内誠委員を指名いたします。

(1) 議案第34号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 議事に入ります。議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第4条第1項 番号1についてですが、事業計画者は一般住宅用敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

- ・議 長 審議に入る前に、議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 番号1について、11番近藤委員は、申請者ですので、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により退席を求めます。

(近藤委員退席)

- ・議 長 農地法第4条第1項の規定による許可申請番号1を調査した、野内誠委員に報告を求めます。

- ・野内誠委員 農地法第4条第1項番号1を調査した結果を報告します。

令和5年9月8日、午前9時より荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、〇〇〇〇さん、申請人で最適化推進委員の近藤強さん、農業委員の根本常和さん、最適化推進委員の佐川正治さんと私の8人で確認しました。

場所は、〇〇〇〇から国道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇方面に右折し、〇〇〇〇右折し、150m先を左折、200m先左の大字〇〇〇〇字〇〇〇〇畑、〇〇〇〇㎡です。

申請の目的は以前住んでいた大字〇〇〇〇番は、令和元年の大型台風の

水害で浸水し、大きな被害に遭い、住める状態ではなくなりました。

現地に建て替えても、今後も同じような被害が否定できないことから自己所有地の高台にある申請地に屋敷替えをすることになりました。

申請地の土砂流出等を防止するために、北側と東側の法面には芝種子吹付をして流出を防止します。また、西側は申請地と同高であり、南側は高いので流出はありません。

雨水は自然浸透及び余水は周囲の法面を経由して北側の既存U字溝に排水します。

生活排水及び汚水は合併浄化槽を設置し、北側の町道の既存U字溝に排水します。

取水は、隣接住宅の兄弟から接続して分水してもらう約束済みです。

建物は、農地から離して建築するので、周囲の日照等に支障はありません。

この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

・議 長 只今報告のありました農地法第4条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第34号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

近藤委員の入室を認めます。

(近藤委員入室)

(2) 議案第35号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (朗読説明)

農地法第5条第1項番号1についてですが、事業計画者は一般住宅用敷

地を目的とし今回の申請に至っております。申請地は第2種農地です。

農地法第5条第1項番号2についてですが、事業計画者は、太陽光発電施設用地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

・議長 農地法第5条第1項 番号1を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

・泉利夫委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告します。

令和5年9月11日、午前9時より。代理人の〇〇〇〇さん、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、最適化推進委員の小豆畑元さん、伊藤良平次さんと私の7名で、字〇〇〇〇番 地目畑 地積339㎡と字〇〇〇〇番 地目 畑、地積〇〇〇〇㎡の2筆を現地調査しました。

場所は、国道〇〇〇〇号線沿いの〇〇〇〇の信号機を〇〇〇〇方面へ、約1km先の信号機を右折し〇〇〇〇方面へ、〇〇〇〇mほど進んだ〇〇〇〇バス停を住宅側に右折し、200mほど進んだ所に位置します。

転用の目的と選定理由と必要性は、現在実家において両親と子どもの4人で住んでいますが、実家の造りが古く、子ども部屋の確保が困難なこともあり、新たに自己用住宅を建築することとし、今回の申請となりました。

選定理由として実家の南側に父所有の土地があり、無償にて借り受けることができるため、また、実家に隣接していることから両親の面倒を見るにも便利なことから、農地ではありますが、やむを得ず選定することとなりました。

申請地の隣接状況は、申請地を必要最低限の面積に抑えるため、集団農地の蚕食や分断、また、日照等の影響はありません。

水道は町の上水道により給水します。雨水は自然浸透します。汚水は敷地内集水マスを経由して、合併浄化槽により処理し、西側に敷設済みの既存設暗渠排水に流します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

・議長 只今説明のあったこの件について、何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第35号 農地法第5条第1項番号1に対

する意見決定について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

・岩谷金良委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告します。

9月8日に午前10時より、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、最適化推進委員の小針淳一氏、添田文彦氏そして私の6人で〇〇〇〇氏の説明を受け、現地を確認しました。

申請地は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい広域農道との交差点より約500m先にある〇〇〇〇の左側に隣接する大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の休耕田です。

転用の目的は、太陽光発電設備の設置のため、申請人の〇〇〇〇氏が〇〇〇〇に譲渡するもので、地積、〇〇〇〇㎡の地目、田です。

本工事では、草刈り及び地ならし程度で、基本的には現在の地形を変更することがないため、土砂の流出、排水については問題ないものと思われまます。また、当該地周辺で耕作している農地はなく、農業生産に影響を及ぼすことはありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議長 只今説明のあったこの件について、何かご意見等ございませんか。

・永沼善恵委員 東側に墓地があるが、太陽光パネルを設置することによって、墓地が日陰になるというようなことはありませんか。

・岩谷金良委員 太陽光パネルの高さは地面から約2.6mなので問題ありません。

・永沼善恵委員 了解しました。

・議長 他に何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第35号 農地法第5条第1項番号2に対する意見決定について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第36号

石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

・議長 次に、議案第36号 石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・ 事務局長

(朗読説明)

石川農業振興地域整備計画変更申請番号1についてですが、今回の申請地は、令和5年1月4日付で一般住宅建設予定地として、石川農業振興地域整備計画変更申請があり、農用地区域から一度除外された土地であります。建設予定地の併用地となっている土地の抵当権を外すことができず、申請地への融資が受けられないことから、計画が中止になり再度農用地区域へ編入するものです。

石川農業振興地域整備計画変更申請番号2についてですが、事業計画者は、多目的広場を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

・ 議長

只今説明のあった石川農業振興地域整備計画変更申請番号1について、何かご意見等ございませんか。

(「意思なし」の声あり)

・ 議長

異議のないものと認め、議案第36号石川農業振興地域整備計画変更申請番号1に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号2を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

・ 岩谷金良委員

石川農業振興地域整備計画変更申請番号2を調査した結果を報告します。

9月8日10時30分より、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、申請者の〇〇〇〇氏、地元の〇〇〇〇町議、最適化推進委員の小針淳一氏、添田文彦氏、および私の計8人で確認しました。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇から〇〇〇〇方面に進み、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇地内にある横断歩道の手前を左折し、さらに約450m進んだ所の右側で、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の休耕田1986㎡です。

申請理由としましては、以前地元の人たちが運動会やゲートボールで使用していた中谷第一小学校のグラウンドが私立高校へ譲渡され使用できなくなったので、区内外の高齢者が集える多目的広場を造成しましたが、その後、農振法除外の申請をしていないということで、今回申請しました。

現地は、周囲が水田と川に囲まれており、農地への影響や排水については問題ありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議の

ほどよろしく申し上げます。

(「意義なし」の声あり)

- ・ 議長 異議ないものと認め、議案第36号石川農業振興地域整備計画変更申請番号2に対する意見決定について承認するものと決定いたします。
-

(4) 議案第37号

荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について

- ・ 議長 次に、議案第37号 荒廃農地に係る非農地判断の可否についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 (議案朗読) ※朗読説明終了後、スライド確認

- ・ 議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・ 議長 意義のないものと認め、議案第37号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号73を一括して承認するものと決定いたします。

- ・ 議長 それでは、荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について何かご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いがいたします。

- ・ 岩谷金良委員 53番について、植林されているようなところがあるが、農地ではないという既成事実があるから認めざるを得ないのでしょうか。

- ・ 事務局長 本来であれば、岩谷委員からありましたように無断転用という取扱いになります。太くなって山林と隣接しているところにあっては今から無断転用で申請というよりは、非農地と判断したほうがいいたろうということで非農地判断をしているところでもあります。ただ、おっしゃるように本来は無断転用ということになりますが、大きくなってしまったものについては、非農地判断をしていますので、よろしく申し上げます。

- ・ 岩谷金良委員 はい、わかりました。

- ・ 矢内常男委員 53番について、山林となっているが、山林と原野の境はどのようになっていますか。

- ・事務局長 地目の判定は、税務課が行うこととなりますが、農業委員会としましては、植林してあって木が生えていて、あとは自然に生えているものは山林と扱っています。それ以外のものが生い茂っていて山林か原野かというものについては、原野と判断しています。こちらの非農地判断については山林ではない、木がきちんと植えてあるものではないので、原野というところにしてあります。
- ・矢内常男委員 山林ということになっているがどうか。
- ・事務局長 スライドの写真が手前側を写しているものと中に立ち入れなくて上手く撮れないと思われませんが、私が現地に行ったわけではないのですが、奥側は植林して気が植えてあると思われます。この状態で木が植えてなければ原野という取り扱いになります。
- ・矢内常男委員 分かりました。
- ・議長 その他ありませんか。
(「異議なし」の声有り)
- ・議長 異議のないものと認め、議案第37号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号73を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時18分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和5年9月20日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 4番

_____ 5番